

<利用者のために>

この健康福祉環境の現況は、人口動態の概況をはじめ、保健、福祉、衛生及び環境分野の統計や行政施策等の実績を収録したものです。

各種統計数値は、平成 21 年 1 月から 12 月の年次もしくは平成 21 年度の統計を中心としており、これによらないもの等については表内に時限を明示しました。

1 人口動態関係用語の解説

- ・ 乳児死亡：生後1年未満の死亡をいいます。
- ・ 周産期死亡：妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児死亡を加えたものです。
- ・ 新生児死亡：生後4週未満の死亡をいいます。
- ・ 早期新生児死亡：生後1週未満の死亡をいいます。
- ・ 妊娠期間：出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満周数によります。
- ・ 死産：妊娠満 12 週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいいます。
死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認められないものをいいます。
- ・ 自然死産と人工死産：胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する処置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外は全て自然死産とします。なお、人工措置を加えた場合でも次のものは自然死産とします。
 - ア 胎児を出生させることを目的とした場合
 - イ 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

2 各比率の算出方法

- ① 出生(死亡)率 = 年間出生(死亡)数 / 10月1日現在人口 × 1,000
- ② 死因別死亡率 = 年間死因別死亡数 / 10月1日現在人口 × 100,000
- ③ 乳児死亡率 = 年間乳児死亡数 / 年間出生数 × 1,000
- ④ 新生児死亡率 = 年間新生児死亡数 / 年間出生数 × 1,000
- ⑤ 死産率 = 年間死産数 / 年間出産数(年間出生数+年間死産数) × 1,000
- ⑥ 周産期死亡率 = (年間妊娠満 22 週以後の死産数+早期新生児死亡数) / 年間出産数(年間出生数+年間妊娠満 22 週以後死産数) × 1,000
- ⑦ 婚姻(離婚)率 = 年間婚姻(離婚)届出件数 / 10月1日現在人口 × 1,000

3 死因統計分類について

WHO における国際疾病分類の第 10 回修正(ICD-10)による死亡分類表を使用しました。

4 率算出の基礎人口

「平成 21 年 10 月 1 日現在推計人口」県総務管理部統計課

5 統計表の表章記号の規約

- ・ 計数のない場合 「－」
- ・ 統計項目のありえない場合 「・」
- ・ 計数不明の場合 「…」
- ・ 単位の2分の1未満の場合 「0」「0.0」「0.00」
- ・ 減少数や減少率を意味する場合 「△」

6 各地域機関合計の表記について

- ・ 魚沼地域振興局健康福祉部管内の計(総数) 「魚沼計」
- ・ 南魚沼地域振興局健康福祉環境部管内の計(総数) 「南魚沼計」
- ・ 十日町地域振興局健康福祉部管内の計(総数) 「十日町計」
- ・ 上記3管内の合計(総数) 「魚沼圏域」

7 管轄地域の変更

- 平成 20 年度から、小千谷市及び川口町の生活衛生、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物、温泉、鳥獣保護・狩猟に関する業務が長岡地域振興局健康福祉環境部に移管されました。

平成 20 年度からの上記の業務に関する統計表中の「魚沼圏域」には、小千谷市及び川口町の数値は含まれません。

- 平成 22 年 3 月 31 日に川口町が長岡市へ合併されたことから、年度統計(児童・障害者相談状況 28-1 表から 30-3 表を除く。)については、川口町を除外しています。

※上記、平成 21 年度の川口町の統計数値等は、長岡地域振興局健康福祉環境部の「健康福祉環境部の現況」に掲載しています。

※年統計(平成 21 年の圏域の概況、圏域人口、人口動態統計等)には、川口町を掲載しています。